

違法駐車取締り活動方針

平成18年4月27日策定

大河原警察署においては、下記の路線、地域を重点に駐車取締り活動を推進する。

ただし、違法駐車の状態、駐車苦情、交通事故の発生状況等を踏まえ、その他の場所においても必要に応じて違法駐車の手締りを行う。

重点路線

重点
路線

県道白石・柴田線

(自) 柴田町船岡西1丁目13-8先

(至) 柴田町大字船岡字東原前193先

(柴田町船岡公園前交差点～船岡東原前交差点の間)

県道亘理大河原川崎線・町道・県道大河原停車場線

(自) 大河原町字新桜町2-12先

(至) 大河原町大字西浦32-1先

(国道4号宮城ヤンマー前交差点～柴田農林高校前交差点の間)

重点地域

重点
地域

柴田町船岡駅前地区

柴田町船岡東地区

大河原町字町地区

大河原町大河原駅前地区

宮城県大河原警察署